

名古屋食品界

Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901
 名古屋市食品国民健康保険組合
 名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号
 愛旅連ビル 4 階 TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

食品衛生責任者講習会について

名古屋市では、公益社団法人名古屋市食品衛生協会に委託して、食品衛生責任者講習会を開催しています。

現在、講習会場に集まる「集合型」とパソコン等でインターネット上の動画を視聴する「eラーニング」の2つの方法で開催されています。今後受講される際もご自身にあった受講方法を選択して下さい。

また、養成講習会（集合型・eラーニング）については、保健センター窓口

での申込みに加え、インターネットで申込みを行うことができます。令和5年12月から、養成講習会（集合型）のインターネットでの申込みでも受講日を選択できるようになりましたのでぜひご利用ください。

なお、（公社）名古屋市食品衛生協会（本部）の食品衛生指導員の方は、指導員講習を受講するため、実務講習会を受講する必要はありません。

（名古屋保健所 食品衛生課）

eラーニングとは？



受講方法	受講者は、通知された受講期間の間に、PCやスマートフォンでインターネットに接続し、動画を視聴（養成講習会についてはカメラ付きの端末が必要）
特徴（留意点）	<ul style="list-style-type: none"> 好きな時間、場所で受講ができる（受講期間中は 24 時間いつでも受講できます） 分割しての受講も可能です（1日1時間×6なども可能） 利用環境により通信費が発生する 受講料が集合型に比べて高い 使用する端末を用意する必要あり

「HACCP講習会」を

開催しました

令和5年11月29日（水）に名古屋市獣医師会館にて、市内の飲食店や加工食品を販売する事業者を対象とした「HACCP講習会」を開催しました。

講習会の第一部では、名古屋保健所食品衛生課から改正食品衛生法による、HACCPに沿った衛生管理の制度化について情報提供がありました。第二部では当協会の講師が、当会及び名古屋保健所と協働で作成した「衛生管理計画作成シート」を活用し、飲食店や食品販売店で使用する衛生管理計画の作成に関する講義を実施しました。また、講習会終了後には、当協会の講師による相談窓口を設置し、講習会の内容に関する質問や、個別の施設の衛生管理に関する相談をお受けしました。

食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から事業者のみならず、『HACCPに沿った衛生管理』を

実施することになっていきます。今後は、作成した衛生管理計画をもとに施設の衛生管理を実施し、定期的に記録の確認を行いたいです。また、新しい調理方法や機器等を導入する時やトラブルが発生した場合は、必要に応じて衛生管理計画の見直しを行いたいです。



HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書「小規模な一般飲食店事業者向け」が改訂されました

食品衛生法改正に伴い、全ての事業者さまがHACCPに沿った衛生管理に取り組みられていると思います。小規模な営業者（食品を取り扱う従事者が50人未満）については、業界団体の作成した手引書を参考に衛生管理に取り組むことができ、一般飲食店については、日本食品衛生協会発行のHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書「小規模な一般飲食店事業者向け」を参考にすることができま

す。今般、「小規模な一般飲食店事業者向け」の手引書が令和6年1月15日に改訂されました。

主な改正内容は表をご確認下さい。既に営業されている方については、改訂部分を確認し、必要に応じて衛生管理計画の見直しを行います。

改定の詳細は、日本食品衛生協会もしくは、厚生労働省HPをご確認下さい。

が令和6年1月15日に改訂されました。



厚生労働省HP



日本食品衛生協会HP

主な改正内容

- 実施することに「振り返りの実施」が追加され、記録用紙、記載例が示されました
- 重要管理のポイントで「問題があったとき」の対応方法の追加
- 重要管理のポイントの記載例にサラダチキン(低温調理品)が追加
- 井水等の取り扱いについて例示の追加
- 生食用食肉の取り扱いの追加
- 特定原材料（アレルゲン）の追加
- 原材料に由来する危害要因（ハザード）の例示の追加

令和5年度 厚生労働大臣表彰 優良施設

ユニオン商事株式会社

『安全で高品質な製品を作るため』

この度、「令和5年度食品衛生優良施設」として「厚生労働大臣表彰」を賜り、社長並びに社員一同、大変名誉なことと感謝しております。

弊社は、1951年創業パンやお菓子などの原材料であるナッツ・ドライフルーツの加工を手掛ける食品メーカーです。製造工場は24年前に大口町より現名古屋市に移転し、当時のパン工場を改築補強し衛生面においては新築同様となりました。また、ここ数年は



アレルギー原料のコンタミを防ぐため新工場の設置、最新の異物除去設備を導入し品質向上に努めてまいりました。

管理手法では高品質な製品製造を目指すため、平成17年にISO9001を取得しましたが、さらなる衛生管理面でのレベルアップを目指し、2024年3月にFSSC22000を認証取得する予定です。今後もこの表彰に恥じぬよう、安全で高品質なものづくりを目指します。

厚生労働省認可共済

さらに補償が拡大!!

あんしんフード君 (総合食品賠償共済)

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。



オールインワンで安心補償!

- 生産物賠償リスク + 施設リスク + 漏水リスク + 受託物リスク + 携帯品リスク
- 食中毒 ●従業員のお失 ●店舗内の漏水で階下の施設を汚損 ●お預かり品にかかわる損害 ●店舗内で食事中に盗難
- 異物混入等 ●施設の欠陥等

納得の掛金で安心補償

ワンランク上の総合食品賠償共済誕生! 「スーパーあんしんフード君」

「あんしんフード君」に休業補償特約と傷害補償特約を付加したい人必見!! 「あんしんフード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます。

●弁護士無料電話相談サービス
お客さまトラブル等についてのより良い解決案、対応のアドバイスが受けられます。

公益社団法人日本食品衛生協会 共済部
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1
TEL.03-3403-2115 FAX.03-3403-2734

はり、きゅう、あん摩・ マッサージ・指圧の場合

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧の施術を受ける場合、一定の要件を満たすときには健康保険を使うことができます。

○ 健康保険が使える場合

はり、きゅう	あん摩・マッサージ・指圧
<p>◆下記の傷病による施術である 神経痛 リウマチ 頸腕症候群 五十肩 腰痛症 頸椎捻挫後遺症 ※神経痛、リウマチなど同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。</p> <p>◆医師の同意がある 医師による適当な治療手段がない場合に、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が必要となります。</p>	<p>◆対象の症状があること 筋麻痺 関節拘縮 など 上記により制限されている可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする場合</p> <p>◆医師の同意がある 治療上、あん摩・マッサージの施術が必要だと医師が同意している場合に限ります。</p>

× 健康保険が使えない場合

- ◆日常生活からくる疲労や肩こり、腰痛、体調不良や筋肉疲労、筋肉痛などの解消
- ◆慰安目的のあん摩（指圧及びマッサージを含む）代わりの利用。など

！ 注意 往療料が認められる場合があります。

自己都合での往療は認められませんが、脳梗塞などによる麻痺などで真に安静を必要とするやむを得ない理由がある場合のみ、往療が認められます。その際は「往療が必要である旨の医師の同意」が必要となります。

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧にかかるときの注意事項

- 1 はり・きゅうについては同じ傷病で医療機関にて治療している場合は健康保険は使用できません。
※医師が薬や湿布を処方している間も健康保険は使用できません。
- 2 初回申請時には、医師の同意書を提出してください。
3ヶ月ごとに医師の同意が必要となります。
医師の同意のない施術は健康保険が使用できません。
- 3 療養費支給申請書は必ずご自身で書名してください。
※施術を受けた方が治療費を「食品国保」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。
- 4 領収証をもらいましょう。
※金額に間違いがないか確認しましょう。領収証については、医療費控除に含める事も出来ますので、大切に保管してください。

柔道整復師(接骨院)の場合

接骨院は「柔道整復師」と呼ばれる専門職による施術をする施設で、医療機関ではありません。そのため健康保険が使える範囲は限定されていきます。

○ 健康保険が使える場合

- ◆外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼
※骨折・脱臼については応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。

× 健康保険が使えない場合

- ◆日常生活における疲労・肩こり・腰痛・体調不良
- ◆病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節痛・ヘルニア等)からくる痛みやこり
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病
- ◆スポーツによる筋肉疲労
- ◆あん摩・マッサージ代わりの利用
- ◆仕事や通勤途上での負傷
(労災保険扱いとなるため健康保険は使えません)

接骨院にかかるときの注意事項

- 1 受療の際は、負傷原因を正確に伝えてください。
※外傷性の負傷ではない場合は健康保険が使用できません。
- 2 療養費支給申請書の内容を確認したうえで、必ず自署してください。
※負傷原因・負傷名・日数・金額等を良く確認してください。
- 3 病院等の治療と重複はできません。
例)同一の負傷について同時期に医療機関の治療を受療した場合、原則として施術料は全額自己負担となります。
- 4 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。
※施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。
- 5 領収証をもらいましょう。
※金額に間違いがないか確認しましょう。領収証については、医療費控除に含める事も出来ますので、大切に保管してください。
- 6 往療（自宅での施術）について
※自己都合での往療は認められません。真に安静を必要とする止むを得ない理由がある場合においてだけです。

食品国保より施術内容についてお尋ねすることがあります。

ご協力をお願い

適正な保険給付のため、確認が必要と判断される場合には、食品国保または食品国保から委託された事業者から文書等で、施術内容を照会させていただくことがあります。照会がありましたら、ご協力のほどお願いいたします。

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の 国民健康保険料が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産された当組合の被保険者の方が対象です。
出産とは、妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶）を含みます。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出できます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料（以下「保険料」という。）の軽減方法

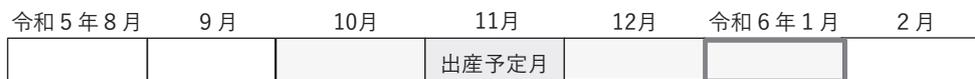
- 出産の予定日又は出産日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には3ヶ月前）から、出産予定月の翌々月（以下「産前産後期間」という。）まで、保険料が軽減されます。



※保険料の軽減措置は、出産される被保険者の方に課せられる産前産後期間の保険料が軽減されます。

※多胎妊娠の場合は、出産予定月の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

- 令和5年度においては、この保険料軽減措置が令和6年1月1日施行のため、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が軽減されます。



…対象期間

届出に必要な書類

- 産前産後の保険料軽減措置届出書（以下「届出書」という。）、保険料過誤納還付請求申請書（産前産後期間保険料軽減措置分）（以下「還付請求書」という。）
- 添付資料（当組合から、届出書及び還付請求書を郵送された方（※）は、添付資料の提出は必要ありません。）
 - 出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認できる書類）
 - 単胎妊娠又は多胎妊娠の事実を明らかにできる書類
 - 死産又は流産の場合は、そのことが確認できる書類

※被保険者の方が出産したときに支給される「出産育児一時金」について、医療機関での分娩費の支払いにあてる「出産育児一時金直接支払制度」をご利用された方には、医療機関から当組合へ送付される「出産育児一時金の支払請求資料」により、届出書及び還付請求書を郵送します。

軽減保険料の還付時期等

国民健康保険組合の大部分における産前産後期間の保険料軽減措置は、納付していただいた保険料を還付する取扱いで実施しています。従いまして、産前産後期間の保険料は、毎月組合員様にお送りする「保険料納付告知書」に記載されている保険料金額で納付願います。

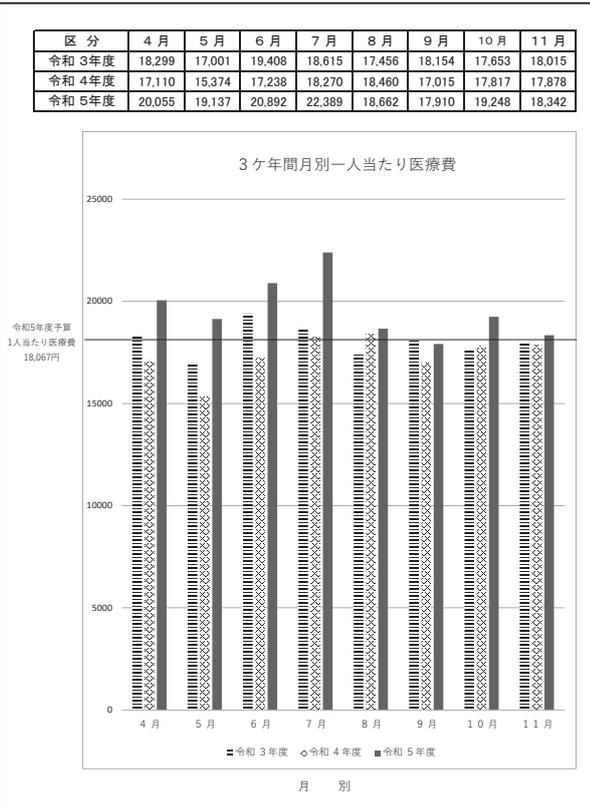
還付時期は、産前産後期間の最終月月末時点で、組合員様の納付すべき保険料が確定後、届出された還付請求書に記載されている振込口座に、出産された方の産前産後期間軽減額を還付金として振入します。ただし、産前産後期間が年度をまたぐ場合は、産前産後期間の属する保険料を所属年度毎に区分し、前記と同様に振入します。

令和五年年度の医療費の動向 一人当たり医療費 九月以外予算額を上回る

当組合の年間一人当たりの平均医療費（患者一部負担額を含みます。）は、平成一七年度に一七万円を超え、同二年度に一八万円を、そして同三年度に一九万円を超えました。同二三年度から同二六年度までは医療費の伸びは横ばい状態でした。

しかしながら、同二七年度には、C型肝炎の治療薬ソバルディ、ハーボニー（一錠約六万、八万円の薬・その後減額された。）や肺がん治療薬オプジーボ（一回点滴分約七〇万円強・その後減額された。）の保険適用のほか、医療機器や医療技術の高度化により、平均医療費は二〇万円超えとなりました。平均医療費は、平成二七年度から令和元年度まで二十万円台で推移していました。令和二年度になると、新型コロナウイルス感染症拡

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
令和3年度	18,299	17,001	19,408	18,615	17,456	18,154	17,653	18,015
令和4年度	17,110	15,374	17,238	18,270	18,460	17,015	17,817	17,878
令和5年度	20,055	19,137	20,892	22,389	18,662	17,910	19,248	18,342



大に伴い受診控えが起り、その影響により一人当たり平均医療費は、二十万円を下回り、十九万八千九百五十円となりました。しかし、令和三年度は、受診控えも収まり、二十一万六千四百八十五円と最も高くなり、翌四年度は二十一万三千九百二十二円となりました。

五年年度の予算では、一人当たりの医療費を「二十一万六千八百円（一月当たり一万八千六十七円）」と推計しました。

そこで、本年度の四月から十一月までの八ヶ月間の月別一人当たり医療費の動向を見てみましょう。

別表「3ヶ年間月別一人当たり医療費」をご覧ください。

本年度（五年度）は、九月以外の月は全て、「予算一人当たり医療費一万八千六十七円」を上回っています。特に、四月、六月及

び七月は二万円を超えています。本年度は一人一月で百万円を超える高額医療費の件数が例年になく多く、特に、四、六、七月は二百万円を超える高額医療費の事案が多くありました。中でも、六月と七月には、一人で一か月三千五百万円前後もかかった超高額医療費事案が各一件発生しました。

新型コロナウイルス感染症法上の分類は、昨年五月八日に「5類」に引き下げられています。しかしながら、感染力の強い新型コロナウイルスはなくなっではないので、感染しないように十分注意しましょう。

「つがいとこまめな手洗いの実行。マスクの着用。疲れを翌日に残さない。」を心がけましょう。

当組合では、医療費の削減・適正化のために、レセプトの点検、医療費の毎月通知の実施を行っているほか、ジェネリック医薬品の利用促進のための差額通知も行っています。

マイナ保険証をご利用ください

－本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります－

・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。

※ 有効期限が2025（令和7）年12月1日以前に切れる場合は、その有効期限まで使えます。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合、使えなくなります。

・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。**

健康保険の適用除外承認

法人化しても食品国保に留まるために

●法人事業所の従事者でも食品国保に加入できる場合

健康保険の適用除外承認を得ていない法人事業所に勤めている方は、食品国保に加入できません。しかしながら、次の「1」から「4」までのケースの場合は、「健康保険の適用除外承認の手続き」をとることにより、食品国保の被保険者となることができます。

1 個人から法人事業所等となるケース

●現在食品国保の被保険者である者を使用して、いる事業所が法人事業所となる場合

●個人の食品の製造・販売事業所（次の《ご注意》②をご参照）の従業員が増えて4人以下の事業所から5人以上の事業所となる場合

これらの場合は、食品国保の組合員・被保険者である方は、健康保険の

適用除外承認の手続きをとることにより、当組合に残れます。

《ご注意》

① 「協会けんぽ」に入することとなり、また、保険料の事業主負担（従業員の保険料の2分の1を負担）が発生します。

② 食品国保加入の場合、事業主負担がなく、有利です。

② 個人事業所のうち、寿司・うどん・中華料理店、飲食店、喫茶店などは従業員が5人以上いても、「健康保険の適用」はありません。しかし、菓子、ケーキ、めん類など食品の製造又は販売をもつばら行っている事業所は、健康保険の適用がありません。したがって、「健康保険の適用除外承認の手続き」をとらないと、「協会けんぽ」の健康保険となり、事業主負担が発生します。

2 暖簾分けなどのケース

食品国保の被保険者が、独立して食品関係の事業を始めるに当たり、個人営業でなく、はじめから法人又は従業員が5人以上の事業所（食品の製造・販売）を設立する場合には、事業所設立の時に健康保険の適用除外承認の手続きをとることにより、引き続き食品国保の被保険者となることができます。

3 新規採用従業員のケース

前記「1」又は「2」で健康保険の適用除外承認を受けている事業所が新たに従業員を採用する際には、新たに採用することとなった者について、健康保険の適用除外承認の手続きをとることにより、食品国保の被保険者となることができます。

4 当食品国保に加入していない食品関係事業所に、当食品国保の被保険者が就職（転職）するケース

食品国保の被保険者である者が、当食品国保に加入していない事業所（「協会けんぽ」に加入

している事業所）に就職した場合は、その者は健康保険の適用除外承認の手続きをとることにより、引き続き食品国保の被保険者となることができます。

ただし、就職（転職）先の事業所が、食品国保の被保険者になることを認める場合に限られます。

●健康保険の適用除外承認の手続きは、次の通りです。

1 「健康保険被保険者適用除外承認申請書」に必要事項を記入のうえ、食品国保に提出してください。申請用紙は当組合に用意しています。

2 提出された「健康保険被保険者適用除外承認申請書」に、理事長印を押してお渡ししますので、その申請書を管轄の年金事務所へ提出してください。

3 健康保険被保険者適用除外が承認されましたら、年金事務所から郵送された承認証の写しを食品国保までお送りください。ファックスでも結構です。

●健康保険被保険者適用

除外承認申請書の申請期限

1 申請期間は、事実が発生した日から14日以内（遅延理由書の提出により14日を超えて認められる場合もあります。）
② 厚生年金の資格の届出日は、5日以内と短いので注意してください。

2 「厚生年金の届出」と「健康保険の適用除外の届出」を別々に届ける場合は、厚生年金の届出書の左肩に「適用除外は別に提出」と必ず記入してください。

●お願い

●期限内の手続きをお願いいたします。
●提出が遅れる恐れがある場合は、電話で、事前に管轄の年金事務所と相談してください。
●「法人事業所設立予定の方」や「先の四つのケースに当たるかどうかについてお聞きしたい方」は、ご遠慮なく、当食品国保本部（電話052-2661-7661）までご連絡・お尋ねください。

食品国保の手続きは14日以内に

届出書類は甲組合員(事業主)を経由して提出してください。

こんな場合に手続きを	届出書類	必要な添付書類	説明
入るとき <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保や社会保険をやめたとき ・従業員を雇用したとき ・出生などで家族がふえたとき 	加入申込書 (事業主用は白色) (従業員用は藤色)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(個人番号、世帯主等省略のないもの) ・事業主の場合、事業所調査票と営業許可書(証)の写し、許可書(証)がない業種の場合は確定申告書の写し ・外国人の場合、国籍、在留資格、在留期間・個人番号など記載事項に省略のない住民票 ・前の保険の喪失証明書 ・法人事業所の場合、健保適用除外承認申請書 	<ol style="list-style-type: none"> ① 家族は全員加入が原則(社会保険に加入している者は除く) ② 従業員を雇用したら速やかに加入の手続きを ③ 家族追加のときは世帯全員の住民票(個人番号・続柄の記載のもの)を添付していただきます ④ 出生の場合、世帯主、個人番号など記載事項に省略のない住民票又は母子手帳の写しと個人番号通知書の写しを添付していただきます
やめるとき <ul style="list-style-type: none"> ・廃業したとき ・従業員が退職したとき ・市町村国保や社会保険に加入したとき ・死亡などで家族がへったとき 	資格喪失届	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・被保険者証を紛失の場合「紛失届」 ・社会保険証の写し(新しく加入した保険) 	<ol style="list-style-type: none"> ① 市国保等へ加入の場合は申出に基づき証明書を発行します ② かかりつけの医療機関へ保険の変更を申出てください ③ 紛失届提出後、被保険者証を発見した場合は速やかにお返してください
住所などが変わるとき <ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名が変わったとき ・世帯の合併、分離のとき ・組合員が変わるとき(死亡など) ・従業員の勤務先が変わったとき 	変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・住民票(必要に応じて) 	<ol style="list-style-type: none"> ① 組合員死亡の場合は「資格喪失届」も提出してください ② 世帯合併のとき世帯全員の「住民票(世帯主・続柄等の省略のないもの)」を添付してください ③ 住所、氏名が変わったとき世帯全員の「住民票(世帯主・続柄等の省略のないもの)」を添付してください
保険証をなくしたとき <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証を紛失、破損したとき 	再交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失のとき「紛失届」 ・破損のとき(破損した被保険者証を添える) 	<ol style="list-style-type: none"> ① 再交付後、前の被保険者証が出てきたときは速やかにお返してください

《名古屋市食品国民健康保険組合 ホームページのご案内》

ホームページURL : <https://meishoku-kokuho.or.jp>

※各種申請書につきましては、ホームページよりダウンロードできます。